

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 総務・市民協働部
 総務課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市横島町吹前123-4
 (南山城複写センター)

目次

規 則

- 規則第2号 宇治市印鑑条例の一部を改正する条例の施行期日
 を定める規則……………(市民課) …2
- 規則第3号 宇治市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則
 ……………(市民課) …2

告 示

- 告示第18号 宇治市放課後児童健全育成事業運営要綱の一部を
 改正する要綱……………(こども福祉課) …2
- 告示第24号 証明書等自動交付サービスによるコンビニエンス
 ストア等における証明書交付手数料の収納事務の委託
 ……………(市民課) …2
- 告示第26号 市道路線の区域の変更……………(建設総務課) …3
- 告示第27号 市道路線の供用の開始……………(建設総務課) …3

公 告

- 公告第10号 自治功労者等の表彰……………(秘書広報課) …3

消 防 本 部

- 訓令甲第1号 宇治市消防署組織規程及び宇治市消防署消防分署
 及び救急出張所の組織に関する規程の一部を改正する規程……………4
- 告示第1号 喫煙、裸火の使用又は火災予防上危険な物品の持込
 みを禁止する場所の指定……………4

選 挙 管 理 委 員 会

- 告示第3号 直接請求に必要な選挙人の数……………4

監 査 委 員

- 公表第4号 定期監査の結果の報告……………5
- 公表第5号 財政援助団体等監査の結果の報告……………5

公 営 企 業

- 公告第7号 宇治市排水設備指定工事業者の商号の変更……………6

規則

宇治市印鑑条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を、ここに公布する。

令和6年3月1日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第2号

宇治市印鑑条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

宇治市印鑑条例の一部を改正する条例（令和5年宇治市条例第19号）の施行期日は、令和6年3月1日とする。

（揭示済）

宇治市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和6年3月1日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第3号

宇治市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市印鑑条例施行規則（昭和54年宇治市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、条例に規定する申請又は」を「、条例第3条及び第12条の規定による申請又は条例第10条の規定による」に改める。

第6条に次の1項を加える。

3 市長は、条例第16条の3の規定による印鑑登録証明書の交付の申請があつたときは、あらかじめ作成したプログラムに従い電子計算機によつて当該交付申請が適正であることを確認した上で、当該交付の申請をした者に印鑑登録証明書を多機能端末機からの出力により交付するものとする。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号（条例第3条関係）

Form for registration application with fields for registrant and applicant information.

Form for guarantee certificate with fields for guarantor information.

Form for registration number and date.

別記様式第7号を次のように改める。

別記様式第7号（条例第9条、第10条、第12条関係）

Form for stamp registration application with fields for registrant and agent information.

Form for registration number and name.

附則

この規則は、宇治市印鑑条例の一部を改正する条例（令和5年宇治市条例第19号）の施行の日から施行する。

（揭示済）

告示

宇治市告示第18号

宇治市放課後児童健全育成事業運営要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和6年2月28日

宇治市長 松村 淳子

宇治市放課後児童健全育成事業運営要綱の一部を改正する要綱

宇治市放課後児童健全育成事業運営要綱（平成15年宇治市告示第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1北横島育成学級の項中「50人」を「70人」

に改め、同表西小倉育成学級の項中「60人」を「80人」

に改め、同表西大久保育成学級の項中「50人」を「80人」

に改める。

令和6年4月1日

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市告示第24号

証明書等自動交付サービスによるコンビニエンスストア等における証明書交付手数料の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、証明書等自動交付サービスによるコンビニエンスストア等における証明書交付手数料の収納事務を、次の私人に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年3月1日

宇治市長 松村 淳子

1 受託者の所在地及び名称

東京都千代田区一番町25番地
地方公共団体情報システム機構

2 委託事務

証明書等自動交付サービスによるコンビニエンスストア等における証明書交付手数料の収納事務

3 委託期間

令和6年3月1日から同月31日まで

(揭示済)

宇治市告示第26号

市道路線の区域の変更について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和6年3月15日から14日間

令和6年3月15日

宇治市長 松村 淳子

路線名	区間	前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
槇島町91号線	槇島町大幡27番地の2 槇島町大幡26番地	前	4.8 ~4.9	17.3	
	槇島町大幡27番地の2 槇島町大幡26番地	後	6.0		
安田町1号線	安田町大納言40番地 安田町大納言26番地	前	5.4 ~7.2	100.6	
	安田町大納言40番地 安田町大納言26番地	後	3.4 ~5.9		
安田町6号線	安田町大納言37番地 (右) 安田町大納言24番地の1	前	4.6 ~5.8	61.6	
	安田町大納言37番地 (右) 安田町大納言24番地の1	後	6.0 ~8.3		
安田町11号線	安田町大納言36番地 安田町大納言36番地	前	6.0 ~9.8	6.8	
	安田町大納言36番地 安田町大納言36番地	後	6.0 ~7.2		

宇治市告示第27号

市道路線の供用の開始について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和6年3月15日から14日間

令和6年3月15日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
-----	---------	---------

槇島町91号線	槇島町大幡27番地の2 槇島町大幡26番地	令和6年3月15日
安田町6号線	安田町大納言37番地(右) 安田町大納言24番地の1	令和6年3月15日

公 告

宇治市公告第10号

自治功労者等の表彰について

宇治市表彰条例(昭和26年宇治市条例第53号)第3条の規定により、令和6年3月1日(市制記念日)に自治功労者、篤志者及び永年勤続職員として表彰を受けた者の氏名及びその功績を次のとおり公告します。

令和6年3月15日

宇治市長 松村 淳子

1 自治功労者

氏名	功績
中筋 斉子	平成23年から現在まで教育委員会委員として、教育行政の推進に大きく貢献された。
中林 和夫	平成17年から平成23年まで及び平成29年から現在まで農業委員会委員として、農政の推進に大きく貢献された。
井内 英樹	平成23年から現在まで農業委員会委員として、農政の推進に大きく貢献された。
北浦 莊平	平成23年から現在まで農業委員会委員として、農政の推進に大きく貢献された。
大石 昭二	平成23年から令和5年まで固定資産評価審査委員会委員として、公正な税務行政の推進に大きく貢献された。
八木 康雄	平成23年から現在まで固定資産評価審査委員会委員として、公正な税務行政の推進に大きく貢献された。
近藤 豊	平成4年から令和4年まで民生委員・児童委員として、地域社会の福祉増進に大きく貢献された。
幸野 晋	平成6年から令和4年まで民生委員・児童委員として、地域社会の福祉増進に大きく貢献された。
池田 静子	平成10年から令和4年まで民生委員・児童委員として、地域社会の福祉増進に大きく貢献された。
坂井 しげの	平成10年から令和4年まで民生委員・児童委員として、地域社会の福祉増進に大きく貢献された。
太田 純代	平成11年から令和4年まで民生委員・児童委員として、地域社会の福祉増進に大きく貢献された。
上野 武子	平成12年から令和4年まで民生委員・児童委員として、地域社会の福祉増進に大きく貢献された。
大槻 とみえ	平成13年から令和4年まで民生委員・児童委員として、地域社会の福祉増進に大きく貢献された。
木多 和江	平成13年から令和4年まで民生委員・児童委員として、地域社会の福祉増進に大きく貢献された。
和佐 明美	平成13年から令和4年まで民生委員・児童委員として、地域社会の福祉増進に大きく貢献された。
水島 克己	平成13年から令和4年まで民生委員・児童委員として、地域社会の福祉増進に大きく貢献された。
篤 繁行	平成14年から現在まで保護司として、地域の犯罪予防と更生保護に大きく貢献された。
竹谷 祐豪	平成14年から現在まで保護司として、地域の犯罪予防と更生保護に大きく貢献された。
岸本 文子	昭和56年から平成29年まで市職員として、平成29年から令和5年まで教育委員会教育長として、地方自治の確立と市政の進展に大きく貢献された。

2 篤志者

京都建物株式会社 代表取締役 中田 裕二	地方創生推進の資金として、多額の金を寄附された。
-------------------------	--------------------------

3 永年勤続職員

青山 忠信	20年にわたり宇治市職員として、誠実勤勉にその職務に精励された。
足立 明彦	〃
石田 浩幸	〃

伊藤 一博	〃
井原 正記	〃
岩崎 享史	〃
大槻 翼	〃
勝浦 慧	〃
兼久 俊典	〃
久保 順	〃
小西 亮平	〃
小松 涼子	〃
榑原 延征	〃
田中 真也	〃
土屋 健一郎	〃
中村 浩次	〃
中村 慶之	〃
中本 由佳	〃
西 由香	〃
灰方 靖浩	〃
林 葉子	〃
菱本 浩平	〃
福浦 克樹	〃
藤井 尚人	〃
本間 雅人	〃
松田 史歩	〃
松本 英男	〃
三木 優樹	〃
吉川 文	〃
吉田 直由岐	〃
脇本 泰人	〃
渡邊 聖介	〃

消 防 本 部

宇治市消防本部訓令甲第1号

宇治市消防署組織規程及び宇治市消防署消防分署及び救急出張所の組織に関する規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和6年2月29日

宇治市消防長 梅永 聖児

宇治市消防署組織規程及び宇治市消防署消防分署及び救急出張所の組織に関する規程の一部を改正する規程

(宇治市消防署組織規程の一部改正)

第1条 宇治市消防署組織規程（昭和46年宇治市消防本部訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第6条予防消防課消防第1係及び消防第2係の項中第17号を第18号とし、第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

⑩ 警備計画に関すること。

第6条予防消防課救助第1係及び救助第2係の項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

⑪ 警備計画に関すること。

(宇治市消防署消防分署及び救急出張所の組織に関する規程の一部改正)

第2条 宇治市消防署消防分署及び救急出張所の組織に関する規程（昭和51年宇治市消防本部訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

別表消防第1係及び消防第2係の項中第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

⑩ 警備計画に関すること。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(揭示済)

宇治市消防本部告示第1号

喫煙、裸火の使用又は火災予防上危険な物品の持込みを禁止する場所の指定（平成19年宇治市消防本部告示第1号）の一部を次のように変更します。

令和6年3月15日

宇治市消防長 梅永 聖児

「

恵心院	宇治山田	境内全域
-----	------	------

」

を

「

恵心院	宇治山田	境内全域
松殿山荘	木幡南山	敷地内全域
清滝宮（東）	東笠取平出	境内全域
清滝宮（西）	西笠取黒出	境内全域

」

に改めます。

選挙管理委員会

宇治市選挙管理委員会告示第3号

直接請求に必要な選挙人の数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）に規定する合併協議会設置の請求及び合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に必要な、令和6年3月1日現在の選挙人名簿における選挙人の数を次のとおり定めます。

令和6年3月1日

宇治市選挙管理委員会

委員長 森居 研治

1 地方自治法第74条及び第75条並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の50分の1の数

3,041人

2 地方自治法第76条、第80条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条に規定する選挙権を有する者の3分の1の数

50,673人

3 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の6分の1の数

25,337人

(揭示済)

監査委員

宇治市監査委員公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和6年2月27日

宇治市監査委員

池上 哲朗

松岡 ゆかり

堀 明人

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の対象

都市整備部の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

委託料支出状況(公園緑地課、歴史まちづくり推進課)

工事請負費支出状況(公園緑地課)

補助金支出状況(歴史まちづくり推進課)

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着目し、抽出して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、都市整備部公園緑地課、歴史まちづくり推進課における事務事業のうち、主として令和5年4月1日から令和5年10月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和5年12月1日から28日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和6年1月23日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、下記のとおりおおむね適正であった。今後とも、引き続き適正な事務の執行に努められたい。

記

1 公園緑地課

(1) 委託料支出状況について

おおむね適正に処理されていた。

(2) 工事請負費支出状況について

適正に処理されていた。

2 歴史まちづくり推進課

(1) 委託料支出状況について

適正に処理されていた。

(2) 補助金支出状況について

適正に処理されていた。

宇治市監査委員公表第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和6年2月27日

宇治市監査委員

池上 哲朗

松岡 ゆかり

堀 明人

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等(公の施設の指定管理者)監査を、宇治市監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の対象

公益財団法人宇治市公園公社(以下、「公園公社」という。)が指定管理者を務める宇治市植物公園及び宇治市運動公園の管理運営に関する事務及び指定管理料の会計処理に関する事務について、監査を実施した。

第3 監査の着眼点

指定管理者による指定管理業務が協定等に基づき適正に執行されているかどうかに着目して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、都市整備部公園緑地課、公園公社における宇治市植物公園及び宇治市運動公園の管理運営に係る事務事業のうち、主として令和4年度の事務を対象とし、提出されたそれぞれの監査資料、関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和5年12月1日から28日までに、監査対象施設等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和6年1月23日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 指定管理者の概要

1 目的及び設立

「宇治市における都市緑化推進事業及び公園緑地事業の発展振興を図り、市街地の緑化及び緑地保全を促進するとともに、都市公園等の円滑な管理運営及び健全な利用を通じてスポーツ・レクリエーションの振興を図り、もって都市環境の改善と市民福祉の増進に寄与すること」を目的として設立された。

設立 昭和63年7月11日

2 事業

その目的を達成するために、定款に基づき、次の事業を実施している。

- (1) 都市緑化基金の造成、管理及び運用
- (2) 市街地緑化の推進事業
- (3) 公園及び緑地の保全と利用に関する啓発
- (4) 都市緑化・公園緑地事業に関する調査研究
- (5) 都市公園及びこれらに類する施設の管理運営の受託事業
- (6) 前号の受託施設の健全な利用の促進を図るためのスポーツ・レクリエーション・健康づくり・介護予防に関する事業の企画、指導及び実施
- (7) 広範な各種講座・教室の開催
- (8) 都市緑化にかかる花卉資材等物品の販売
- (9) 飲料、軽食の販売及び喫茶
- (10) スポーツ用品の販売
- (11) その他目的を達成するために必要な事業

3 組織

- ・評議員 7名
- ・役員 理事11名(うち理事長1名、副理事長1名)、監事2名
- ・事務局(総務課)

常務理事兼事務局次長兼総務課長、顧問、嘱託2名

・植物公園 園長、主幹兼施設管理係長、植物管理緑化推進係長、技師3名、嘱託4名

・黄檗公園 所長、所長補佐、嘱託5名

・西宇治公園 所長、嘱託5名

4 所在地

宇治市広野町八軒屋谷25番地の1

第7 監査対象施設の概要

1 宇治市植物公園

(1) 施設の概要

ア 所在地 宇治市広野町八軒屋谷25番地の1

イ 開園 平成11年11月21日

ウ 敷地面積 101,675㎡

エ 施設概要

野外植物公園ゾーン、フラワーブリッジ、鑑賞温室、緑の館(管理棟)その他(駐車場、修景施設等)

(2) 業務

ア 宇治市植物公園の施設、設備等の維持管理及び運営に関する業務

イ 宇治市植物公園の使用許可及び利用料金の徴収に関する業務

ウ その他市長が定める業務

(3) 指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

- (4) 指定管理者選定方法 公募
- (5) 利用実績 令和4年度 123,541人
(令和3年度 86,134人)

2 宇治市運動公園

(1) 施設の概要

① 黄檗公園・黄檗ふれあい公園

- ア 所在地 黄檗公園 五ヶ庄三番割25番地の1
黄檗ふれあい公園 五ヶ庄二番割53番地の1

イ 開設 昭和40年8月1日

ウ 敷地面積 76,473㎡

エ 施設概要

体育館、弓道場、野球場、プール、ハードテニスコート、人工芝テニスコート、駐車場

② 西宇治公園

- ア 所在地 宇治市小倉町蓮池20番地の1

イ 開設 昭和48年8月1日

ウ 敷地面積 38,668㎡

エ 施設概要

体育館、プール、人工芝テニスコート、多目的運動広場、駐車場

③ 東山公園

- ア 所在地 宇治市折居台1丁目2番地

イ 開設 昭和59年10月28日

ウ 敷地面積 32,427㎡

エ 施設概要

人工芝テニスコート、クレイテニスコート、広場、駐車場

(2) 業務

- ア 宇治市運動公園の施設、設備等の維持管理及び運営に関する業務
- イ 宇治市運動公園の使用許可及び利用料金の徴収に関する業務
- ウ その他市長が定める業務

(3) 指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 指定管理者選定方法 公募

(5) 利用実績

- 黄檗公園 令和4年度 167,967人
(令和3年度 105,927人)
- 西宇治公園 令和4年度 176,948人
(令和3年度 102,532人)
- 東山公園 令和4年度 34,694人
(令和3年度 26,683人)

第8 監査の結果

監査の結果は、後記一部指摘事項が見受けられたので、公園緑地課の指導のもと改善されたい。公園緑地課は、所管課として、今後においても、指定管理者の管理する施設の管理の適正を期するため、指導監督に努められたい。

記

1 公園緑地課・宇治市植物公園

- (1) 指定の手続について
適正に処理されていた。
- (2) 出納業務の状況について
おおむね適正に処理されていた。
- (3) 備品管理状況について
適正に管理されていた。

2 公園緑地課・宇治市運動公園

- (1) 指定の手続について
適正に処理されていた。
- (2) 出納業務の状況について
委託料の支払について、業務完了前の支払が見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。
- (3) 備品管理状況について
適正に管理されていた。

公 営 企 業

宇治市上下水道事業公告第7号

宇治市排水設備指定工事業者の商号の変更について

宇治市排水設備指定工事業者規程（平成24年宇治市水道事業管理規程第7号）第10条第2項の規定により、宇治市排水設備指定

工事業者から指定工事業者異動届が提出されましたので、同規程第16条第1項の規定により公告します。

令和6年3月15日

宇治市長 松村 淳子

指定番号	変更前	変更後
第159号	奥田水道工務	株式会社奥田水道工務